## 松山市一般廃棄物処理基本計画(令和6年3月改定)における主な基本施策の令和6年度取組状況

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
基本方針	+1. 市民・事業者・行政のパー	-トナーシップで、3Rを一層推進	します			
1		循環型社会実現の基礎となる 情報提供	「ごみ分別はやわかり帳」等の 各種啓発冊子による分別の徹 底	転入手続の際などに「ごみ分別はやわかり帳」を配布したり、「地区別ごみカレンダー」を全戸配布したりすることで、適正分別の促進を図っていますが、家庭系可燃ごみの中には、依然としてリサイクル可能な紙類やプラスチック製容器包装が一定量含まれています。 今後も、リサイクル可能なごみが可燃ごみに混入しないよう、継続してごみの分別について積極的な啓発を行います。	「プラスチック製容器包装の分別案内チラシ」を配布し、分別等について啓発した。  〇発行・配布している各種啓発冊子等 ・地区別ごみカレンダー ・粗大ごみ収集申込みガイド ・ごみ分別はやわかり帳 ・プラスチック製容器包装の分別案内チラシ	・地域の廃棄物減量等推進員・協力員と連携するなど、 プラスチック製容器包装の分別案内チラシなど各種啓発冊子を 町内会等で配布する機会を増やしていく。
2		循環型社会実現の基礎となる 情報提供	インターネットを活用した情報公開等の推進	市民が手軽に情報を取得できるよう、ホームページ上でごみに関する統計資料や調査・研究資料を公開したり、転出入の多い大学のホームページにリンクを貼ったりするなど、情報環境を整備しています。カウントに、家庭ごみの分別を検索できる機能や、市民からの不法投棄、野外焼却の通報機能を追加したほか、南クリーンを配信するなど、情報発信や情報交換の手段を多様し、積極的に情報を公開するとともに、市民・事業者との情報共有を効率的かつ効果的に行います。	・令和4年度の松山市のごみ排出量等の実績を市ホームページに公表した。 ・松山市LINE公式アカウントにごみ収集日お知らせ機能を追加し利便性を向上させた。 ・松山市LINE公式アカウントのごみ分別の検索ワードを増やすなど、機能の充実を図った。	<ul> <li>・地域の説明会などでごみ分別検索機能を積極的に周知し、利用を促進する。</li> <li>・検索履歴を基にLINEでのごみ分別検索機能等を充実させる。</li> <li>・チャンネル登録者数が増加していることから、市民の好評を得ていると考えられるため、取組を継続する。</li> </ul>
3		環境教育の充実・啓発活動の 推進	「まつやまRe・再来館」での環境 教育の普及啓発		リユース家具を展示販売するなど、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の啓発を進めた。 ・りっくるだよりやホームページに加え、 SNSを活用した周知を実施することで、様々な世代に向けた情報発信を行った。 〇主な啓発活動 ・りっくる講座・館内イベント:開催回数85回、受講者数903名 ・フリーマーケット:開催回数4回、来場者数2,325名 ・自然観察イベント(委託分):開催回数10回、参加者数181名	・子どもにも理解しやすくリニューアルした館内展示等を 活用するとともに、海洋プラスチックや食品ロスの削減等、 関心の高い環境問題をテーマとした講座やイベントを展開する ことで、若い世代の来館者の増加を目指す。
4		環境教育の充実・啓発活動の 推進	ごみに関する学習機会の充実	などでの粗大ごみ収集の実演やごみに関する学習会の開催などに取り組んでいます。	バスツアー (オンラインツアーを含む。) などを実施した。 ・小学校4年生を対象に、ごみ収集車による粗大ごみ処理の実演やごみに関する学習会を開催した。	・イベントや講座等において、積極的な啓発に努め、 生活の中での具体的な環境配慮型行動を提示するなどして、 環境保全意識の向上や行動変容を促す。 ・イラストや写真を使った説明を増やしたり、 ゲームやクイズ形式を採用するなど 児童の興味をひく内容を充実させる。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
5	環境教育の推進と的確な情 報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の 推進	地域リーダーの育成	ごみの減量・分別の徹底を図るため、行政と市民をつなぐパイブ役として活動する 廃棄物減量等推進員や廃棄物減量等協力員を対象に、研修会等を開催しています。 今後もこのような地域リーダーを対象に、 適切なごみの分別や排出等に関する研 修会等を開催するなど、人材の育成に努 めます。	②ルール違反ごみ・不法投棄のないまちづくりの推進、③地域の清掃活動への協力、 ④一般廃棄物の減量及び適正処理のための市の施策への協力に関して自主的な活動を実施した。 ○実施した研修会 ・令和6年6月12日 第1回廃棄物減量等推進員会	・年2回開催している推進員会等でいただいた意見や要望を できるだけ反映させていく。
6	環境教育の推進と的確な情 報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の推進	ポイ捨て防止の充実	美しいまちづくりを進めるため、人が多く 集まる重点地区で清掃やパトロールを実施するほか、たばこの吸い殻などが多く 捨てられる場所では、ポイ捨て禁止看板で注意を喚起しています。また、美化活動に熱心に取り組む企業を表彰するなど、ポイ捨てを防止する機運を高めています。 今後もこのような取組を継続するほか、事業所や自宅周辺などの身近なところを定期的に清掃する「プチ美化運動」について、事業者や市民の参加を促進します。	「美しいまちづくり重点地区」の啓発パトロール、 清掃業務とカラス等の害鳥によるごみの散乱防止パトロール、清掃業務等の対策を実施した。     ・市内の事業所や市民グループに事業所や自宅周辺の定期的な清掃を呼びかけ、 美観を維持するとともに美化意識の向上に努めた。	・現在の取組を継続しつつ、プチ美化運動については、 広報に力を入れて加入団体の増加を図る。
7	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの 推進	プラスチック・スマートの普及啓 発	本市は、使い捨てプラスチックの削減に向けて、各種メディアを活用して啓発するほか、マイバッグやマイボトルの持参など、身近にできるリデュースを呼び掛けています。また、まつやまRe・再来館では、プラスチック削減をテーマに講座を開催し、小中学生が海洋汚染の実態やプラスチックに頼らない暮らしを学んでいます。今後もこのような取組を通してライフスタイルの変革を促し、プラスチックと賢く付き合うプラスチック・スマートを啓発します。	・メディア啓発や講座説明などの機会を捉えて、 便利なプラスチックと賢く付き合う「プラスチック・スマート」を呼び掛けることで、 必要以上のプラスチックを使わないことや、代替素材を活用することなどを促した。 ・高校生などと連携し、ビーチクリーン活動とそれに合わせた学習会を実施した。 ・エコリーダー派遣やサマー!エコキッズスクール、りっくる講座等で 海洋ごみやプラスチックに関する講座を開催した。	・プラスチックとの賢い付き合い方に関する講座等を継続するとともに、市HPやSNSを活用し、プラスチックごみに関する情報発信を行う。 ・「プラスチック・スマート」を若年層に働きかけるため、関心や興味を持てる充実した内容の事業を計画する。
8	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの 推進	不要品等の再使用の推進	市民が排出した粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具は、まつやまRe・再来館で修理し、市民に販売しています。今後もごみとなった物のリユースを推進するほか、不要品がごみになってしまう前に、それらを資源として循環させる取組を推進します。	・家庭から粗大ごみとして排出された家具等を再び使用できるよう、まつやまRe・再来館で修理・販売した。 ・まつやまRe・再来館で、端材等を加工することで再使用を促す工房スペースを運営した。 ・「ゆずります・ゆずってください」掲示コーナーの運営やフリーマーケットを実施し、 リユース意識の向上を図った。  〇取組実績 ・リサイクル家具の販売数:1,349点 ・リサイクル工房の利用者数:1,335名 ・フリーマーケット:開催回数4回、来場者数2,325名	・不要となった物の再使用を働きかけ、 限りある資源を大切に使うことを促す。
9	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの 推進	3Rに配慮したイベントの普及啓発	環境に配慮したイベントが定着することを目的として「松山市環境配慮型イベントマニュアル」を作成しており、この中で、マイバッグ持参によるごみの発生抑制や、繰り返し使える食器の使用等を探内しています。イベントの開催は、多くのごみの発生が見込まれる一方で、参加者の環境意識の醸成を図る絶好の機会でもあります。 今後も本マニュアルを周知し、主催者、出展者、参加者に、環境にやさしい行動を促します。	・まつやまRe・再来館でリサイクルカップやリサイクルどんぶりの貸出しを実施した。	・イベントマニュアル及びリユース食器の貸出しの周知を行う。
10	循環型社会の形成	ごみ減量の推進	食品ロスの削減に向けた普及 啓発	毎週金曜日に冷蔵庫の中をチェックし、賞味期限などを把握することで余分な買い物を防ぐ「冷蔵庫チェック」のほか、懇親会などの会食の際、最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむことで外食時の食べ残しを減らす「3010運動」の推進などに取り組んでいます。 今後もこのような取組を継続することで市民の行動変容を促し、食品ロスの削減を推進します。		・SNSの活用や子育て世代が集まるイベントでの周知など、 様々な手法で食品ロスの削減に向けた啓発を行う。

基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
11 循環型社会の形成	ごみ減量の推進	水切り等による生ごみ減量の推進	電気式生ごみ処理機の購入費に対して補助を行い、家庭から排出される生ごみの減量を推進しています。令和2年度には、生ごみの約80%は水分であり、排出時の水がはにより減量が異が見込みるため		・広報紙や地域での説明会などを通して、 水切りを行うことで、臭いの抑制のほか、 大きなごみ減量に繋がることなどを周知する。
12 循環型社会の形成	ごみ減量の推進	「事業者用ごみ分別はやわかり 帳」等による事業系ごみ分別の 徹底	「事業者用ごみ分別はやわかり帳」や「事業系ごみ適正処理リーフレット」を配布したり、各種団体等との連携による出張説明会を開催したりしています。 今後も資源化物の適切な回収や、産業廃棄物の混入防止に努め、事業系ごみの適正分別を推進します。	・排出事業者への指導や啓発に「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を活用したほか、 事業系ごみの処理の注意点をまとめた「事業系ごみ適正処理リーフレット」を作成し、 市内の事業所に送付し周知啓発を行った。 ・事業系ごみの適正排出を促すための啓発ポスターを作成し、市内の福祉施設等に配布した。 ・各センターへのごみの持込みに際しては、申請書にごみの品名を具体的に記載させるとともに 適宜聞取りを行うなどして、産業廃棄物が混入することのないよう徹底した。	「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を改訂し、 市内の事業者に配布するとともに、 事業者向け説明会等でも活用することで、 更なる周知啓発を行う。     在業廃棄物の持込みが疑われる者がいれば、 聞取りを行うとともに、受付時に氏名、住所、 車両ナンバーを記録しておくなど、 不適切な搬入を防止する体制を継続する。
13 循環型社会の形成	リサイクルの推進	廃棄物系バイオマスの再資源 化ルートの推進	学校やスーパーなどから排出される事業系の生ごみや木くずの一部は、民間事業者により再資源化されています。今後も「事業者用ごみ分別はやわかり帳」や「事業系ごみ適正処理リーフレット」等を通じて、このような取組を排出事業者に周知し、廃棄物系バイオマスの再資源化を推進します。		・「事業者向けごみ分別はやわかり帳」(改訂版)の送付や 説明会などの機会を通じて、 排出事業者への周知啓発に努める。
14 循環型社会の形成	リサイクルの推進	小型家電リサイクルの推進	南クリーンセンターに直接搬入された粗大ごみや、市が戸別回収した粗大ごみから 小型家電を選別するほか、市有施設に回収ボックスを設置するなど、積極的に小型 家電を回収し、リサイクルに取り組んでいます。 今後も質の高いリサイクルシステムを維持し、小型家電リサイクルを推進します。	・広報まつやまや学習会などを通して、 清掃課、市役所本庁や支所等に設置している回収ボックスの利用を周知・啓発した。 ・南クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から小型家電を選別、回収し、 リサイクル事業者に引き渡すことで再資源化を図った(令和6年度の引渡量:908トン)。	<ul><li>一層の認知度向上に向け、周知・啓発に取り組む。</li><li>・小型家電のリサイクルは貴重な資源の保護につながるため、 取組を継続する。</li></ul>
15 循環型社会の形成	リサイクルの推進	更なるリサイクルの検討	可燃ごみの中には、生ごみや木くず、古布、使用済紙おむつなど、資源としてリサイクルできるものが含まれています。可燃ごみとして回収したものからこれらを選別するのは容易ではないため、排出時点で分別されることが理想です。 今後は、市民や事業者の負担感などにも配慮しつつ、技術革新や国の動向など社会情勢の変化を注視し、必要とされる時期に分別区分の見直しなどを検討していきます。	・令和5年度に実施した調査の結果、現時点では、 本市が使用済紙おむつのリサイクルに取り組むのは拙速との結果が得られたため、 積極的な検討は行わず、国や他都市の動向について情報収集を行った。	・国や他都市の動向について引き続き情報収集を行う。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
基本方象	針2. 排出から最終処分まで、	適正処理を確保します				
16	ごみの排出に関する施策	ごみ排出ルートの整備	分別・ごみ出しルールの徹底	排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日・収集時間が守られていないものも見受けられます。 今後も地域の廃棄物減量等推進員・協力員と連携して是正を図るほか、転入者向けのごみ分別はやわかり帳や地区別ごみカレンダーの配布、学校や町内会等の団体を対象とした出張講座などにより、分別・ごみ出しルールの徹底を図ります。	<ul> <li>ごみ集積場所の状況に応じて、希望する地域へ配布した。</li> <li>○取組実績</li> <li>・学習会 18回</li> <li>・イベント 4回</li> <li>・テレビ等 2回</li> </ul>	・引越しの多い4月にテレビ放送や広報まつやま、 大学の新入生オリエンテーションを通じて、 ごみ出しルールの啓発を強化するほか、 廃棄物減量等推進員と連携し、地域の実情に応じた対応を行う。
17	ごみの排出に関する施策	ごみ排出ルートの整備	排出禁止物の処理ルートの確保	市による適正処理が困難なごみ(排出禁止物)は、市では収集しないこととしているため、民間事業者による取組などを活用して処理ルートを確保してきましたが、新製品の開発などにより、これまでにはなかった排出禁止物が発生することも想定されます。 今後も引き続き、排出禁止物の処理ルートを確保し、適正にごみを処理できる体制を維持します。	・排出禁止物の処理ルートは確保されており、不法投棄の回収等により クリーンセンターで受け入れざるを得ない物は、適正処理が可能な事業者に処分を委託した。	・国の技術的助言や他市の事例等も参考にし、 処理困難なごみの情報を収集する。 ・新たな処理困難ごみが生じる可能性があれば、 先んじて対策を講じ、適正な処理ルートを確保する。
18	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	最終処分場への搬入ごみの指導・監視	搬入物の内容確認を徹底し、産業廃棄物や排出禁止物などの不適正なごみの搬入を防止しています。また、そのようなごみを持ち込んだ者に対しては、分別ルールの指導を重点的に行い、再発防止を徹底しています。 今後も最終処分場での指導や監視を徹底し、ごみの適正処理を確保します。	・不適正なごみの搬入を防止するため、 平成18年4月から実施している搬入時立会(監視カメラ映像の確認を含む。)を継続して実施した。	・産業廃棄物の持込みが疑われる者がいれば、 聞取りを行うとともに、受付時に氏名、住所、 車両ナンバーを記録しておくなど、 不適切な搬入を防止する体制を継続する。
19	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	事業系ごみの市外からの不法 持ち込み防止		・一般廃棄物収集運搬業の説明会で、「市外で発生した一般廃棄物の市内搬入を禁止している」旨を 周知徹底するとともに、一般廃棄物収集運搬業許可証に明記するなど、許可業者への周知を行った。 ・許可業者への立入検査時には、他市町の一般廃棄物がないことを確認し、	・今後も一般廃棄物収集運搬業許可業者への説明会等の際に、 市外ごみの持込みが禁止されていることを周知する。 ・立入検査時に違反が認められる場合には、行政指導や 行政処分を実施するなどして適正処理の確保に努める。
20	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	パトロール等による不法投棄の 防止	不法投棄頻発箇所に監視カメラを設置するほか、山間部などの不法投棄が発生する可能性の高い地域を重点的にパトロールしています。 今後も監視カメラの効果的な運用方法を検討するほか、啓発看板や不法投棄防止ネットを配布するなど、地元自治会・住民等とも連携を図りながら、不法投棄を防止します。	調査で判明した行為者に指導等を行った。  1 不法投棄監視パトロール (1) 職員によるパトロール: 平日延べ591回、休日44回、スカイパトロール4回 (2) 委託によるパトロール: 夜間211回、休日46回	<ul><li>・不法投棄頻発箇所でのパトロールを強化し、 未然防止に努める。</li><li>・広報啓発活動や啓発看板等の設置により、 不法投棄防止の周知を図る。</li></ul>

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
21	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な収集運搬の確保	適正な収集・運搬体制の維持	本市が直接ごみの収集・運搬を行う際は、ごみの飛散・流出を防止するなど、法令で定められた基準を遵守しています。また、本市が収集・運搬を委託した事業者に対しては、定期的に研修会を開催し、法令遵守の徹底を促しています。 今後もこのような取組を徹底し、市民が安心できる収集・運搬体制を維持します。	・ごみの収集・運搬にあたっては、適切な人員・機材の配置を行うとともに、 ごみの飛散・流出の防止など、法令で定められた基準を順守し、適切に収集・運搬を行った。 ・委託業者に対し、令和7年3月に委託業務研修会を実施した。	・現状の収集業務を適切に継続していく。
22	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な収集運搬の確保	ごみ収集車による環境負荷の低減	本市のごみ収集車には、廃食用油から精製された燃料(BDF)を使用し、環境負荷の低減に努めています。 今後も引き続きBDFを使用するとともに、その他の低公害車についても情報収集を行うほか、IoT やAI などを活用した運搬ルートの最適化など、ソフト面の対策についても検討します。	・BDFを使用して24台の収集車両(パッカー車)を運行した。	・環境負荷の低減に繋がる燃料・機材のほか、 IoTやAIの活用などについて、情報収集に努める。
23	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な中間処理の確保	南クリーンセンターの適正な維 持管理	南クリーンセンターでは、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度すしつで定められた各種基準を遵守しつで度等の未然防止のための点検・整利画的に行っています。また、全がを見かる際の余熱を見が活用しているほか、焼却灰のセメント料化にも取り組んでいます。今後も引き続き適正な維保するととも、環境負荷の低減を図ります。なお、経知し、老朽化が進行しているため、施設の更新も見据えて、今後の施設整備の在り方を検討します。	・施設の保全状態を良好に維持するため、適正なごみの受入れ、効率的な整備を行った。 ・期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。	・費用対効果が最大限に発揮されるよう、適切な整備を行う。
24	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な中間処理の確保	西クリーンセンターの適正な維 持管理	西クリーンセンターでも、南クリーンセンターと同様に、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、点検・整備を計画的に行っています。また、西クリーンセンターでは、焼却灰の溶融処理を行い、発生する溶融スラグをアスファルト骨材などとして有効に活用しています。 今後も引き続き適正な維持管理を行うとで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。	・施設の運営をSPC(特別目的会社)に委託し、 企業のもつ経営ノウハウや技術に関する知見を活用しながら、適正な維持管理を行った。	・月次報告や点検整備報告等を通じて、 SPCによる適切、効率的な運営が行われているか モニタリングする。
25	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な中間処理の確保	中島リサイクルセンターの適正 な維持管理	中島リサイクルセンターは、島しょ部で排出されるごみを集約し、缶類、びん類等の資源化物を選別するなど、島しょ部のごみ処理の拠点として機能しています。 今後も島しょ部のごみを滞りなく処理し、適切に資源を回収する体制を確保するため、引き続き、適正な維持管理を行います。	・資源化物の選別、圧縮、梱包等を行い、再資源化を図った。 ・期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。	・安定した運営を行うため、 引き続き、人員配置(確保)、施設の適正な維持管理を行う。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
26	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な最終処分の確保	横谷埋立センターの適正な維持管理	横谷埋立センターでは、放流水や地下水の水質など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行っています。また、埋立地から出た排水に含まれる塩類を消毒剤としてリサイクルし、下水浄化センターで費用やCO2排出量の低減を図っています。 今後もこのような取組を継続し、循環型社会・脱炭素社会にも配慮した適正な維持管理を行います。	・エコ次亜事業も順調に継続しており、 期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。	・今後も適正な維持管理を継続する。
27	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な最終処分の確保	大西谷埋立センターの適正な 維持管理	大西谷埋立センターでは、横谷埋立センターと同様に法令で定められた各種基準を遵守しつつ、点検・整備を計画的に行っています。 今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。		・今後も適正な維持管理を継続する。
28	収集運搬・中間処理・最終 処分に関する施策	適正な最終処分の確保	横谷廃棄物センターの適正な 維持管理	横谷廃棄物センターでは、平成15年度の 横谷埋立センター稼働開始に伴い受入を 休止して以降、ガス抜管の設置などの安 定化策を実施しながら、適正な維持管理 を行っています。 今後も発生ガスや浸出水の状況等を確認 しながら、計画的な廃止に向けて、引き続 き適正な維持管理を行います。	・点検整備を実施し、施設の適正な維持管理を行った。	・水質等のモニタリングを継続し、廃止に向けた準備を進める。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
基本方金	計3. 社会情勢の変化に対応し	た、持続可能なごみ処理体制を	構築します			
29	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	ごみ発電の推進	ごみ発電で得られる電力を当該施設内で 使用したり、余剰電力を売電したりすなり、 とで、化石燃料由来の電力の代替とす。り、 温室効果ガスの削減につながります。 た、災害時には、自立分散型の電力供給 や熱供給等の役割も期待できます。本電 では、両クリーンセンターでごみ発動で でした電力を電気自い (EV)に充電するシステムも備えています。 今後も引き続きごみ発電を行うとともに、 発電した電力の有効活用に努めます。	・南クリーンセンター、西クリーンセンターともに安定した発電を行った。 〇取組実績	・今後も安定した発電が行えるよう、点検整備を実施する。 ・なお、南クリーンセンターは、令和7年度から 売電に代わり自己託送を行っている。
30	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	バイオマスプラスチックを使用し たごみ袋の導入検討	「プラスチック資源循環戦略」の基本原則には、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収することが掲送制たいます。本市は現在、指定ごみ袋としていませんが、脱炭素社会の形成を見据え、国や他自治体の動向について情報収集しつつ、バイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋制導入に向けて検討します。	国が令和3年1月に公表した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を基に検討した。	・国や他都市の動向について引き続き情報収集を行う。
31	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	EVごみ収集車の導入検討	脱炭素の機運の高まりを受け、EV ごみ収集車を導入する自治体が増えています。EV ごみ収集車は、ごみ発電で得た電力を使用することで走行中の温室効果ガス排出を抑制できるほか、災害時には非常用電源として活用することもできます。今後は、環境負荷が少ないごみ収集体制の構築を目指し、EV ごみ収集車の導入について検討します。	  -  ・電気式自動車については、R2年度以降、現行の開発車両の情報収集を行っているが、	・現行の収集車での運用を続けつつ、 社会情勢や他市の動向など、情報収集に努める。
32	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	下水浄化センターでのバイオマ ス利活用の検討	本市の下水浄化センターでは、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを燃料として「消化ガス発電」を行っています。生ごみなどの廃棄物系バイオマスは、下水汚泥と併せて処理することが可能であり、それにより消化ガスをより多く取り出すことができます。 今後は、資源の有効活用、脱炭素社会実現の手段の一つとして、下水浄化センターでのバイオマス利活用についても検討します。	・下水処理施設での廃棄物系バイオマス利活用を行っている他都市の事例について情報収集を行った。	・国や他都市の動向等について引き続き情報収集を行う。
33	環境課題への対応	気候変動影響への適応	災害廃棄物への対応	災害により発生したごみを適正かつ迅速 に処理し、被災後の早期復旧・復興を図 ることを目的として、本市は「松山市災害 廃棄物処理計画」を策定しています。 今後も、計画の実効性を高めるための点 検・見直しを適宜行うほか、講習会の開催 や訓練の実施などにより職員のスキル アップを図り、災害廃棄物の処理体制の 強化を図ります。	・環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金及び 国土交通省の堆積土砂排除事業費補助金を活用し、 令和6年7月10日からの大雨に伴って発生した災害廃棄物等を適正に処理した。 ・令和6年11月2日の大雨(台風21号)に伴って発生した災害廃棄物を適正に処理した。 ・庁内職員向けに災害廃棄物処理研修会を開催したほか、 環境省や愛媛県が主催する研修会・訓練等に参加するなどして、職員のスキルアップを図った。 ・自主防災組織ネットワーク会議や総合防災訓練に参加し、 市民に対して災害時のごみの出し方や仮置場の設置について周知・啓発を行った。	・職員を対象とした研修を継続的に実施し、対応力向上を図る。 ・災害廃棄物の適正かつ迅速な処理には、 市民の協力が不可欠であるため、 平時から市民への周知・啓発に努める。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
34	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「ごみの排出」に関する影響と適応策	「ごみの排出」に関する気候変動影響として、気温上昇によるごみステーションでの悪臭増加や衛生動物の誘引、降雨量増加によるごみ質の変化などが懸念されます。 今後は、このような影響への備えとして、生ごみの水切り・ごみ袋密封を啓発するほか、効率的な収集によるごみの滞留の短縮化、廃棄物減量等推進員・協力員との連携によるごみステーションの清掃徹底などの対策を検討します。	・生ごみの水切りについて、地域での説明会やまちかど講座などで周知・啓発を行うとともに、イベント来場者に「生ごみ減量宣言書」を記入していただき、生ごみ水切り啓発ピクトグラムをデザインした水切り袋を配布した。 ・廃棄物減量等推進員・協力員に対して、推進員会や研修会を通じて、正しいごみの出し方やごみ減量の方策などを周知・啓発し、各地域の家庭ごみの適正排出を推進した。	<ul><li>・地域の説明会等を通じて、水切りの重要性をアピールし、 市民意識の向上を図る。</li><li>・廃棄物減量等推進員・協力員を通じて、 市内全域に水切り等の重要性を周知・啓発する。</li></ul>
35	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「収集・運搬」に関する影響と適応策	「収集・運搬」に関する気候変動影響として、暑熱による作業効率低下や熱中症リスクの上昇、豪雨による道路の冠水で収集が困難となることなどが懸念されます。今後は、水分や塩分、休憩を適切響を軽減するほか、まつやま内水ハザードマップ等を活用し、冠水リスクを踏まえた収集ルートを平常時から検討することなどにより、収集・運搬の体制確保を図ります。	・直営収集については、気候や状況に応じた体調管理の注意喚起を実施した。 また、災害等により、既存の収集ルートが通行できなくなった場合に代替コースを設定できるよう、 各収集ルート周辺道路の熟知に努めた。	・当面は代替コースの設定など、状況に応じた対応を継続する。
36	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「中間処理」に関する影響と適応策	「中間処理」に関する気候変動影響として、河川の氾濫によるごみ処理施設への浸水などが懸念されます。特に、南クリーンセンターは、重信川と石手川の合流点近くに位置しているため、一層の対策強化が求められます。 南クリーンセンターは老朽化が進行しているため、このような観点も踏まえて、「まつやま洪水ハザードマップ」等を参考にしながら、今後の施設の在り方を検討します。	・南クリーンセンターでは、河川の氾濫により施設が浸水した場合を想定した訓練を毎年1回行い、 職員の対応スキル向上を図っている。令和6年度も同様に訓練を実施した。	<ul><li>・災害時の対応方法について検討・訓練を適宜行い、 発生時の被害軽減及び適正なごみ処理の継続を図る。</li><li>・同一敷地内での建替えを予定している新施設では、 盛土等の浸水対策を実施する。</li></ul>
37	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「最終処分」に関する影響と適 応策	「最終処分」に関する気候変動影響として、豪雨に伴う土砂災害により、車両の通行が困難となることのほか、停電による設備の稼働停止などが懸念されます。 今後は、迂回ルートの設定や薬品などの消耗品の在庫管理、非常時の給電方法など、土砂災害発生時の対応方法の検討を行います。	・特に梅雨から夏場にかけて豪雨の可能性が高まった際には、事前に施設の調査点検を行ったり、 緊急時の対応策を運転管理業者と改めて打ち合わせたりするなど、関係者同士の連携を密にし、 突発的な天候の変化にも対応できる体制を構築した。 ・薬品などの消耗品については、豪雨などの異常気象の可能性を考慮した在庫管理を行った。	・調査点検によってトラブルを未然に防止するとともに、 土砂災害時の迂回ルートの策定、非常時の給電方法について 引き続き検討を重ねる。 ・横谷埋立センター、大西谷埋立センター間の連携を より密にし、即時に柔軟な受入れを行えるよう体制を整える。
38	社会的課題への対応	費用対効果を考慮したコストの最適化	ごみ処理体制の効率化	本市のごみ処理には、毎年総額で約65 億円を必要としています。厳しい財政状況 の中、費用の低減は喫緊の課題であり、 一層の効率化が求められています。 今後は、IoT やAI の活用によるごみ収集 ルートの最適化、人員・機材の効率的な 配置・運用の検討など、費用対効果を考 慮した施策の見直しを行うことで、一層の 効率化を図ります。	・日頃から最適な収集ルートを設定するとともに、日々の排出量に応じて、 各車で応援し合うなど、効率的な収集に取り組んだ。 ・住宅や道路事情を踏まえ、必要に応じて収集ルートの見直し等を行った。 ・適正なごみの受入れや計画的な整備を行い、ごみ処理施設の効率的な維持管理を行った。	・収集効率と市民生活への影響を鑑み、 適切なルート構築検討を続ける。 ・状況変化に応じた人員配置や計画的な整備の実施により、 効率的な施設運営を継続する。
39	社会的課題への対応	費用対効果を考慮したコストの 最適化	ごみ処理費用の公表と費用負 担の在り方の検討	税収のみを財源としている現在のごみ処理体制では、排出量の多い市民と少ない市民とで費用負担に明確な差がつきません。一方で、ごみ処理を有料化した場合は、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、一層の排出抑制につながることも期待されます。 今後もごみ処理に要した費用を公表することで減量への意識啓発を行いつつ、有料化など、費用負担の在り方を検討します。	・一般廃棄物処理事業に係る統一的なコスト分析手法として国が定める一般廃棄物会計基準を導入し、 同基準を基に作成した令和4年度の財務諸表を市ホームページで公表した。 ・上記の財務諸表を基に有料化導入の必要性を検討するとともに、 有料化に関する国等の動向について情報収集を行った。	・ごみ処理有料化に関する国や他都市の動向等を注視し、 導入の必要性について、引き続き調査・研究を進める。

基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和6年度の取組状況	今後の方針
40 社会的課題への対応	ルネの方向 人口減少等による影響への対応	ごみ処理広域化の検討	ル京の概要  人口減少や高齢化の進行により、ごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見致になると予想されます。このため、国は広域的な処理や施設の集約化を図るべ域にを過るとしており、また、愛媛県は広進しており、また、愛媛県は広進しています。このような中、本市は松前町、東温市、久万高原町)と広域化を指進してい、近隣の2市3町(伊予市、松前町、東温市、久万高原町)と広域化検討協議会を設置しました。 今後は、持続可能なごみ処理体制の構築に向けて、同協議会で将来のごみ処理体制についての議論を深めます。		・ごみ処理広域化の体制構築に向けて、 引き続き3市3町で議論を重ねる。
41 社会的課題への対応	人口減少等による影響への対応		高齢の方や障がいのある方にとって、日々のごみ出しにかかる負担感は大きく、高齢化が進行している現状では、支援のニーズが一層高まっています。今後は、全ての市民が無理なくごみ出しできるよう、関係部局とも連携を図りながら、様々な観点から支援策を検討します。	・世帯全員が要介護1以上又は身体障害者手帳1級若しくは2級を持つ65歳以上の高齢者であって、 ごみ出しが困難な世帯を対象に、市職員が自宅まで赴きごみを収集するとともに、 必要に応じて声掛けをして孤立化を防ぐ「ふれあい収集」を市内全域で実施した。	・ふれあい収集を実施する中で、 市民の声を聴くとともに公平性も考慮しつつ、 対象要件について、引き続き検証していく。
42 社会的課題への対応	人口減少等による影響への対応	新型コロナウイルス感染症等へ の対応	令和元年度から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症によって、私たちの生活はこれまでとは一変しました。ごみの処理は、市民生活の安定確保に不可欠な業務であり、このような非常事態でも事業を継続することが求められます。 今後は、本市職員や委託業者の新型ウイルス等への感染防止策のほか、万一のインとにも着実にごみ処理を継続できるよう、複数の処理ルートを検討するなどして、安全・安心なごみ処理体制を確保します。	・委託業者に対しては、感染対策の徹底とともに、クラスター発生時に備え、 連帯保証人となっている事業者等とのバックアップ体制の構築を指示した。 ・ごみ処理施設では、ごみの持込みに来た市民をはじめ、職員や運転受託者が感染することがないよう、	・職場内に留まらず、職場を離れた際にも 感染予防策に留意するよう、各自の意識付けを徹底する。 ・ごみ処理施設を安定して運転できる体制を継続し、 安全・安心なごみ処理体制の確保を図る。